

5 畜産第 1463 号
令和 5 年 9 月 29 日

近畿農政局生産部長 殿

畜産局飼料課長

デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について

令和 3 年 11 月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置されました。

令和 4 年 6 月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7 項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約 1 万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年 12 月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和 5 年 3 月には告示等にも対象を広げた工程表が策定されました。

一括見直しプランでは、令和 4 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 2 年間を集中改革期間と位置づけており、工程表中の各条項においても、当該 2 年間の取組を前提とした類型化された工程表が示されており、必要な見直しを進めていくこととされているところです。

これを受けて、当課所管法令の取扱いについて、下記のとおり整理したため、御了知の上、デジタル技術が適切に活用されるよう、御配慮をお願いします。なお、対象法令のうち「牧野法（昭和 25 年法律第 194 号）」の取扱いについては貴局管内各府県に対し通知するとともに、各府県から管内の市町村に通知するよう併せてお願いいたします。

（参考）

○デジタル臨時行政調査会の取組

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

記

(1) デジタル原則を踏まえた点検・見直しの適用対象となる当課所管法令

	法令名	対象条項	規制等の 内容概要	規制等の 類型
①	飼料需給安定法 〔昭和 27 年法律 第 356 号〕	第 9 条第 1 項及び第 2 項	立入調査	目視規制
②	牧野法 〔昭和 25 年法律 第 194 号〕	第 6 条第 1 項及び第 3 項並びに 第 12 条第 1 項及び第 2 項	立入検査	目視規制

(2) 目視規制の取扱いについて

当課所管法令における立入検査等については、これらの条項の規定上、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用を妨げるものではありません。

なお、立入検査等の実施者は、立入検査等の目的や立地条件等を考慮した上で実施方法を判断されるようお願いいたします。